

# 被災者の生活と生業(なりわい)の再建に向けた対策パッケージ

## 1. 基本方針

- ▶ 台風第15号及び第19号をはじめとした一連の豪雨・暴風を受けて、被災地のニーズや地域ごとの特性を踏まえつつ、被災者の生活・生業の再建に向け、緊急に対応すべき施策を取りまとめ、予備費等の措置を講じていく。今後も、被災者の安心感を確保し、被災自治体が安心して復旧・復興に取り組めるよう、切れ目なく、財政措置等を講じていく。
- ▶ 被災自治体等とともに、被災者の目線に立ち、一日も早い被災地の応急復旧、生活の再建、生業の再建等に全力を尽くしていく。

## 2. 緊急対応策 (主なもの)

### (1) 生活の再建

#### ◆ 廃棄物・土砂の撤去

～生活圏からの年内撤去を目指して～

- ・宅地内やまちなかの廃棄物、土砂の市区町村による一括撤去支援
- ・災害廃棄物の広域処理に関する調整・支援
- ・台風19号等の半壊家屋の解体支援等による早期再建支援

#### ◆ 被災者のニーズに応じた住宅再建等

- ・応急的な住まいの確保と空室提供等の情報を一元的把握・情報提供
- ・住宅の応急修理の支援対象の拡充
- ・被災者生活再建支援金の支給(最大300万円)

#### ◆ 停電・断水の解消等

#### ◆ 地域住民の交通手段の確保

- ・地域鉄道の代行バスや被災鉄道の復旧への支援(補助率1/2等)

#### ◆ 切れ目のない被災者支援

- ・被災した子供の心のケア、通学支援、授業料減免等
- ・高齢者等の孤立防止等のための見守り、日常生活上の相談支援等
- ・専用の無料消費者相談ダイヤルの設置など架空請求等対策の実施
- ・保険料減免等の特別措置に対する財政支援
- ・ボランティア・NPO・行政の連携強化、被災地の人的支援推進

#### ◆ 被災者向けの特別の金融支援等

- ・生活福祉資金貸付等の貸付対象を被災世帯に拡大等

三陸鉄道 道床の流失



### (2) 生業の再建

#### ◆ 中小・小規模事業者の支援等～寄り添い型支援～

- ・特に被害が甚大だった地域についてグループ補助金(3/4 ※1)、自己負担分への無利子融資による支援
  - ・上記に加え、災害救助法が適用された都県についても自治体連携型補助金(最大3/4)による手厚い支援を行う(※2) 土砂被害を受けた設備の例 製造業(宮城県)
  - ・個者に対する小規模事業者持続化補助金(2/3 ※1)による再建支援
  - ・被害実態に応じた商店街補助金による支援
- ※1東日本大震災からの復興途上にある被災地については、一定要件の下、一部定額補助  
※2グループ補助金の対象となる県以外の被害も甚大かつ広範であることを踏まえ、一定要件の下、一部の県については、国の補助率を引上げ(国:県 1:1→2:1)



#### ◆ 農林漁業者の支援～一日も早い営農再開～

- ・広範囲に及ぶ樹園地の浸水被害に対応するため、省力樹形への植替え(53万円/10a等)や幼木の管理(22万円/10a)、早期成園化の取組(20万円/10a)、代替農地の確保支援(52万円/10a)等の総合対策
- ・コメの浸水被害支援や稲わら撤去支援など稲作農家への支援
- ・農業用機械等の早期復旧支援
- ・農林水産省・サポート・アドバイsteam(MAFF-SAT)による技術的支援

浸水被害を受けたりんごの例 (長野県)



#### ◆ 観光需要喚起に向けた対策

- ・災害に起因するキャンセルが発生している被災地域における旅行・宿泊料金の割引等の支援(1人1泊当たり5,000円)
- ・SNSやメディア等を通じた正確な被災地情報等の発信

#### ◆ 被災地域の特別の雇用対策

- ・雇用調整助成金の要件緩和、助成率の引上げ(中小企業 2/3→4/5、大企業 1/2→2/3)等
- ・災害によって事業所が休業した場合等にも雇用保険の基本手当(失業手当)を支給

### (3) 災害応急復旧

#### ◆ 河川・道路等の復旧、二次被害の防止

- ・二次被害が懸念される土砂災害発生箇所の対策を早急を実施
- ・高度な技術等を要する自治体管理河川、道路等の復旧工事を、国が権限代行により実施
- ・被災した河川等の改良復旧等



長野県東御(とうみ)市海野宿(うんのじゅく)橋

#### ◆ 災害復旧事業の迅速化

- ・災害査定及び災害復旧事業の迅速実施
- ・緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等による指導・助言

### (4) 災害救助等

#### ◆ 仮設住宅等の応急救助等

- ・食料、飲料水の供給、防寒対策に資する物資供給
- ・応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理
- ・災害弔慰金の支給

入浴支援



#### ◆ 自衛隊等の活動

# 被災者の生活と生業（なりわい）の再建に向けた対策パッケージ

令和元年 11 月 7 日

台風第 19 号等被災者生活支援チーム

## 1. 基本方針

台風第 15 号及び第 19 号をはじめとした一連の豪雨・暴風は、東北、関東甲信越を中心とした広範な地域において、電力や水道などのライフライン、収穫期を迎えた農業をはじめ地域の産業等に甚大な被害をもたらした。

被災地では、政府として、これまで、被災自治体等とともに、人命の救助と応急復旧、プッシュ型の物資支援等に全力で取り組んできているが、今なお、多くの方々が避難生活を強いられ、不安な日々を過ごされている。また、丹精込めて育てた作物が泥水にまみれ、店舗や工場、機械設備が浸水によって大きな被害を受け、多くの農林漁業者、中小・小規模事業者の方々が、事業再開への気力を失いかねない厳しい状況に直面されている。こうした状況を踏まえ、政府一体となって、復旧・復興に向けた取組を更に加速させていく必要がある。

今回、被災地のニーズや地域ごとの特性を踏まえつつ、被災者の生活と生業（なりわい）の再建に向け、緊急に対応すべき施策を取りまとめ、予備費等の措置を講じていく。

さらに今後も、被害の実態が明らかになるにつれて顕在化する課題にもしっかりと対応し、被災者の安心感を確保するとともに、被災自治体が安心して復旧・復興に取り組めるよう、切れ目なく、財政措置等を講じていく。

政府としては、引き続き、被災自治体等とともに、被災者の目線に立ち、一日も早い被災地の応急復旧、生活の再建、そして生業の再建等に全力を尽くしていく。

また、今回の災害から得られた知見等を踏まえ、今回の被災地以外も含め、今後起こりうる豪雨や台風等への対応に万全を期すため、3年間集中の防災・減災、国土強靱化の緊急対策を着実に実行するとともに、今後とも、関係機関が一体となって災害に屈しない国土づくりを進める。

## 2. 緊急対応策

### (1) 生活の再建

#### ○廃棄物・土砂の撤去

今回の一連の災害によって生じた大量の廃棄物、土砂について、被災農作物を含め、年内を目処とした生活圏内からの撤去を目指し、「まずは身近なところから」切れ目なく支援策を講じていくこととし、政府一丸となって、被災者の生活の早期再建を加速化する。

その第一弾として、被災者の生活の早期再建に向け、国土交通省、環境省及び防衛省が連携して、宅地内やまちなかに堆積した廃棄物、土砂を迅速に撤去するとともに、二次災害の防止等を図るため、国土交通省と環境省が連携して、市区町村による地区単位で堆積した廃棄物、土砂の一括撤去を支援する。

多量に発生した廃棄物、土砂等を生活圏から速やかに除去するため、廃棄物等の港湾内における仮置場の確保について、国土交通省と環境省が連携して支援を実施するとともに、リサイクルポート推進協議会に対して協力を依頼する。

さらに、倒壊した農業用ハウスや、広域の浸水により散乱、堆積した稲わら等を迅速に撤去できるよう、農林水産省と環境省が連携して、撤去に関連する支援制度を一体的に運用する。

第二弾として、災害廃棄物の広域処理に係る調整・支援を行う。また、浸水等により廃棄物処理施設が稼働停止し、処理が滞っている生活ごみ・し尿について、災害時における広域処理に係るかかりまし経費を支援する。

第三弾として、暴風による被害や浸水面積が広域に亘り、解体を必要とする半壊家屋数が数多く見込まれている台風第15号及び台風第19号については、半壊家屋の解体についても支援することにより、家屋解体の加速化を図り、生活の早期再建を支援する。

これらと併せて、被害の大きい地区での技術支援や自治体の実質的な負担軽減などを実施するとともに、被災者自らが廃棄物、土砂を撤去した場合の費用を事後請求できることについて周知・徹底を図ることにより、官民合わせた撤去を加速化する。

#### ○被災者のニーズに応じた住宅再建等

被災者の方々に対し、ニーズに応じて、応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理といった応急救助を行う。また、被災者が利用可能な応急的な住まい（公営住宅、UR賃貸住宅、国家公務員宿舎、民間賃貸住宅、ホテル・旅館等）を確保するとともに、空室提供等の情報を一元的に把握し、積極的に活用いただくため、被災者へ国土交通省等を通じて情報提供する。

災害救助法が適用された市区町村における住宅の応急修理について、これまでは半壊以上が支援対象であったが、一部損壊のうち損害割合が10%以上20%未満の住宅についても新たに対象に加える。

住居が全壊した世帯等に対して最大300万円の被災者生活再建支援金を支給することにより生活基盤の再建を支援する。

その前提となる罹災証明書の早期交付のため、被害認定調査にかかる人的支援を充実する。

また、被災者が住宅を建設・購入又は補修する場合に、(独)住宅金融支援機構の災害復興住宅融資を活用し、低利の融資を実施する。さらに、今般の災害により住宅を失った方の恒久的な住まいの確保のため、被災自治体の要望等を受けて、災害公営住宅の整備を進める。このほか、特定非常災害に指定されたことに基づき、住宅・建築物が全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた者が建築主となる建築確認・検査の申請手数料の減免を行う指定確認検査機関に対して支援する。

## ○停電・断水の解消等

今回の災害では、多数かつ長期の停電、断水等ライフラインへの重大な障害が生じた。事業者と自衛隊等が協力し、これまでに大幅に解消したが、今なお残る部分の復旧に全力を挙げる。さらに、今回の災害から得られた知見等を踏まえ、必要な対策を講じていく。

## ○地域住民の交通手段の確保

日常生活を一日も早く取り戻せるよう、早期の復旧を図るとともに、代替交通手段の確保を図る。

今回の災害により、大きな被害を受けた地域鉄道のうち長期に運休が生じている鉄道路線について、通学・通勤等の移動手段を確保するために行われる、代行バスによる代替輸送の運行経費に対して支援を行うとともに、これらの鉄道の早期復旧を図るため、経営基盤の脆弱

な鉄道事業者が行う災害復旧事業について支援を行う。(補助率：1／2等)。

この他、地域鉄道事業者が行う代行バスの運行や新幹線を活用した代替輸送の円滑化等を行う。

### ○切れ目のない被災者支援

被災地において、被災した子供の心のケア、通学支援、授業料減免等の修学・学習等の支援を行う。あわせて、被災した妊産婦や乳幼児等の心身の健康等への相談支援を行う。また、被災した在宅高齢者等について、介護支援専門員等による個別訪問を通じた現状把握等の実施や、今後仮設住宅に入居する被災者等がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営めるよう、子育て世帯も含め、孤立防止等のための見守りや日常生活上の相談支援・心のケア等を行うなど、総合的な被災者支援を実施する。

被災者の安全・安心の確保を図る観点から、警察による被災地の重点的な警戒活動等を実施するとともに、被災地・避難所における感染症の発生予防やまん延防止等を進める。また、生活再建に取り組んでいる被災者等を対象とした専用の無料消費者相談ダイヤルにより相談体制の強化を図るなど、住宅修理等に関する詐欺被害や架空請求等の未然防止・拡大防止策を着実に実施する。

医療保険や介護サービス、障害福祉サービス、保育等における窓口・利用者負担や保険料の減免等の特別措置を実施した保険者・自治体に対して財政支援等を行う。

さらに、被災地においてボランティアやNPOと行政の連携を強化し、ボランティア活動の環境整備、高齢被災者等への支援を推進する。また、被災自治体への政府職員派遣や自治体間の応援職員派遣、関係団体への協力要請等により、被災地の人的支援を推進する。あわせて、支援情報等について、SNS等を通じて、きめ細かい情報発信等を行う。

### ○被災者向けの特別の金融支援等

都道府県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付等について、貸付対象を被災世帯にも拡大するとともに、償還期限を最大2年まで延長する等の貸付条件の緩和を行うなどの特例措置を実施する。

被災の影響により、住宅ローン等の既往債務を返済できなくなった被災者について、弁護士等による手続き支援に要する経費等の補助を行うことで「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を活用した債務整理を円滑に進めることにより、二重ローン対策を含めた生活の再建に向けた支援を行う。

また、災害救助法が適用された 14 都県内の金融機関等に対して、金融庁・日本銀行の連名で、預金の払戻時の柔軟な取扱い、貸出金の返済猶予等の条件変更対応や保険金支払いの迅速化、保険料払込みの猶予期間延長などを要請するとともに、保険契約の手がかりを失った契約者等についての契約照会窓口を周知する。

さらに、今回の災害を踏まえ、被災者が貸金業法上の総量規制の例外となる緊急貸付を受ける場合の借入期間の延長や、個人事業主が総量規制の例外として借りる場合の事業計画書等の簡素化等の特例措置を講じる。また、寄附のための現金振込みについて、本来 10 万円超の場合に必要な本人確認を 200 万円以下の場合には不要とするとともに、被災者が本人確認書類を亡失するなどして本人確認を行うことが困難な場合には、本人の申告に基づいて口座開設等を可能とし、後日に本人確認を行うものとする特例措置を講じる。

このほか、納税者の負担とならないよう、被災地域において、国税の申告・納付等の期限の延長を行うとともに、地方税についても、これを踏まえた適切な対応をとるよう、各地方団体に対し、要請する。

## **(2) 生業の再建**

### **○中小・小規模事業者の支援等**

今回の災害では、河川の氾濫が広範囲にわたって生じたことにより、店舗や工場の建屋や生産機械等に甚大な被害をもたらした。また、工業団地をはじめとした、各地域における商工業の基盤が被災し、個別の地域にとどまらず、サプライチェーンにも重大な影響が生じている。

今回被災された中小・小規模事業者がこれに屈することなく立ち上がり、事業継続に向けて予見性と希望を持って取り組めるよう、思い切った復旧・復興支援策を講じていく。

具体的には、特に被害が甚大だった宮城県、福島県、栃木県及び長野県において、被災した中小・小規模事業者等がグループで復興事業計画を作成して認定を受けた場合に、工場・店舗などの施設や、生産

機械などの設備の復旧費用を補助（補助率：3／4）するグループ補助金を措置するとともに、残りの事業者負担分についても、無利子融資による支援を行う。これに加え、災害救助法が適用された都県において、被災都県が個々の地域の被害状況等に応じて被災事業者の再建を柔軟に支援する自治体連携型補助金（補助率：最大3／4）による手厚い支援を行う。また、被害を受けた事業者に対して、生産機械・冷蔵庫・車両購入・店舗改装、事業再開時の広告宣伝まで事業再建に取り組む費用を補助（補助率：2／3）する小規模事業者持続化補助金を措置する。

今回の災害は非常災害である上、東日本大震災からの復興途上にある被災地を直撃している。今回の災害による負担が震災復興に向けた負担とも重なり、被災事業者が事業の再開を断念するようなことがあっては、地域経済に多大なる悪影響を与えるとともに、震災復興にも水を差しかねない。このため、宮城県及び福島県において、震災復興の途上にありながら、特に甚大な被害を受けた事業者が実質的に負担のない形で生業再建に取り組めるよう、グループ補助金及び小規模事業者持続化補助金において特別な支援制度の枠組を措置する。

また、今回の災害は、グループ補助金の対象となる4県以外の被害も甚大かつ広範であることを踏まえ、被害が甚大な市町村を抱える県（岩手県、埼玉県、茨城県、千葉県、神奈川県）についても、自治体連携型補助金における県負担に対する国の補助率を引き上げる（国：県＝1：1⇒国：県＝2：1）。

さらに、被害の実態に応じて、アーケードや電灯の改修（補助率：最大3／4）から仮設店舗の設置（補助額：定額）や集客イベントの開催（補助率：定額又は2／3）までを支援する商店街補助金等を措置するほか、SS（サービスステーション）の機能回復のため被害を受けた設備の補修等を補助する。また、災害を理由とした取引解消を行わないなどの下請け中小企業等への配慮を徹底する。

この他、直接被害を受けた事業者に対する日本政策金融公庫の融資金利を0.9%引き下げる枠の最大1億円への拡大、災害マル経融資の金利引下げ、小規模企業共済制度による無利子貸付け、信用保証協会による通常とは別枠で借入債務の100%を保証するセーフティネット保証4号及び災害関係保証といった資金繰り支援を強化する。また、既往債務の返済繰延べや債務カットに必要な事業再生計画策定支援

や債権者調整などを実施するとともに、地域経済活性化支援機構（REVIC）等を活用し、既往債務に関する問題を抱える事業者等を支援する。さらに、被災地域での観光客の消費拡大に向けて、被災地域にある地域資源の魅力に関する情報発信等を行う。

そして、これらの措置を被災中小企業等にしっかりと届け、柔軟かつきめ細やかに対応するとともに、被害の実態が明らかになるにつれて顕在化する課題にもしっかりと対応する、寄り添い型で支援を行う。

## ○農林漁業者の支援

今回の災害は、りんご、もも等の果樹の深刻な被害、水田における大規模な浸水被害、停電による畜産業等への被害、暴風によるハウスの倒壊など、農林水産業にも多大な被害をもたらした。一日も早く被災された農林漁業者の方々が希望を持って営農継続できるように総合的な対策を講ずる。

具体的には、今回の広範囲な浸水被害を踏まえ、被災した果樹農家の早期の営農再開に向け、被害果樹の植替え（りんご、もも等：17万円/10a、ただし省力樹形への植替えの場合は、りんご：53万円/10a（高密植低樹高栽培）等）や幼木の管理（22万円/10a）に要する経費、大規模な植替えを行う場合に収入が途絶える期間中の代替農地の確保（52万円/10a）や早期成園化に向けた取組（20万円/10a）等に要する経費を支援する。また、植替えに至らない場合の、次期作に向けた樹体保護・樹勢回復（7.4万円/10a）等に必要な経費を支援する。

記録的な大雨により河川が氾濫し、土砂混じりの稲わらが流出し、農地等に堆積しており、復旧の妨げとなっていることから、これらの稲わら等の速やかな撤去に要する経費（5千円/m<sup>3</sup>）を支援する。（再掲）

収穫後倉庫に保管していた米が浸水により被害を受けた農家については、営農再開に向けた土壌診断や土づくり等の取組に対する経費（7万円/10a）を支援する。また、河川堤防の決壊等により地域において大規模な浸水被害を受けた稲作農業の継続に向け、追加的に行う土づくり（1万円/10a）等を支援する。

そのほか、出荷・使用できなくなった農作物や培地の撤去、被災に伴い追加的に必要となる農薬・肥料・種子・種苗の購入等の助成を行うとともに、家畜導入、乳房炎の治療・予防管理、畜舎の補改修や粗

飼料の購入等の助成を行う。

農地・農業用水路、果実の選果場やカントリーエレベーター等の共同利用施設、林道や治山施設、漁港施設等の農林漁業関係施設の被害の早期復旧等を支援する。また、被災した農業用ハウス、農業用機械の再建・修繕、早期営農再開に必要な機械のレンタル等を支援する。その際、農林水産省・サポート・アドバイsteam（MAFF-SAT：マフサット）による技術的支援等に加え、査定前着工を活用し、一刻も早い営農等の再開に向けた早期の復旧を行う。

山腹崩壊や風倒被害などで被災した山林の早期復旧、災害発生の危険性が高い荒廃した森林の整備、山地災害発生の危険性が高い地区における治山施設の設置、木材加工流通施設や特用林産振興施設等の復旧・整備等を支援する。

漁港施設の復旧や防潮堤等の高潮・高波対策に対して支援するとともに、漁場等に堆積・漂流し、操業再開の妨げとなっている流木等を速やかに撤去する漁業者等の取組を支援するほか、回収・処理などを行う。また、荷さばき施設、漁具倉庫、種苗生産施設等の再建・修繕などの水産関係の支援を行う。

被災農林漁業者の運転資金、被災した施設の復旧のための資金の貸付利子の5年間実質無利子化・貸付限度額の引き上げ等を実施するとともに、農業共済、森林保険、漁業共済・漁船保険について、損害評価を迅速に行い、共済金等の早期支払を実施する。

これらの措置を被災農林漁業者にしっかりと届け、グループ補助金等も活用しつつ、柔軟かつきめ細やかに対応し、被災農林漁業者に寄り添って支援を行う。

## ○観光需要喚起に向けた対策

今回の災害により、交通網の被害もあいまって被災地域には観光需要の落ち込みが見られることから、災害に起因するキャンセルが発生している被災地域における観光需要を喚起するため、旅行・宿泊料金の割引等（1人1泊当たり5,000円）を支援する。

日本政府観光局や観光庁のSNSやメディア等を通じ、被災地域における観光地としての魅力と交通機関の運行状況などの正確な被災地情報を発信するとともに、被災地域での観光客の消費拡大に向けて、各種専門家の派遣やSNS等のツール等も活用した地域資源の情報

発信・磨き上げや、地域産品等の国内外でのプロモーションの実施やセミナー開催等の支援を行う。また、旅行会社向けの商談会の開催やメディア・インフルエンサー等の被災地域への招請等を通じた誘客促進を行う。

### ○被災地域の特別の雇用対策

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業等により従業員の雇用を維持した場合に支給する雇用調整助成金について、受給要件を緩和するとともに、助成率の引上げ（中小企業は2/3→4/5、大企業は1/2→2/3）等を行う。

また、雇用保険の基本手当（失業手当）について、事業所が災害で休業したことにより、労働者が休業し賃金を受け取ることができない場合等についても支給する。

## （3）公共土木施設等の災害応急復旧

### ○河川・道路等の復旧、二次被害の防止

被害を受けた公共土木施設等の復旧を速やかに行う。

土砂災害が発生した箇所のうち、溪流や斜面に残存する土砂の流出により人家等への二次被害が懸念される箇所について早急に対策を実施する。

また、被災した都道府県管理河川等のうち、高度な技術等を要する復旧工事については、速やかに復旧を進める観点等から、国が権限代行による復旧工事を実施するとともに、被災自治体から要請のあった自治体管理道路の復旧については、大規模災害復興法を適用し、国が権限代行する。

加えて、洪水による大量の流れにより、枯れた草木等の大量のごみ等が河川に堆積し、河川施設の操作への影響等も生じていることから、この撤去等に速やかに対応する。

さらに、今回被害を受けた河川等については、再度の災害による被害を防止するため、改良復旧等の対応を行う。

### ○災害復旧事業の迅速化

公共土木施設等について、机上査定限度額の引上げ、現地において決定できる金額の引上げ、設計図書の簡素化を含む「大規模災害時の

災害査定の効率化」の事前ルールを適用し、被災自治体の災害査定に要する業務や期間等を縮減するなど、順次、災害復旧事業を迅速に進める。

また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE：テックフォース）等が被災した地域等に対する道路啓開、排水活動等の実施や、被災した公共土木施設に対する応急措置、復旧工法、発注事務等の指導・助言を行うことにより、災害復旧事業の迅速な実施を支援する。

そのほか、鉄道施設、水道施設、工業用水道施設、学校・社会教育施設、文化財、交通安全施設、医療施設や社会福祉施設等の災害復旧事業についても迅速に進める。

#### **（４）災害救助等**

##### **○仮設住宅等の応急救助等**

被災者の方々に対し、避難所の設置、食料や飲料水の供給、応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理といった応急救助を行う。

特に、今後気温が低下し、避難所における防寒対策に万全を期す必要がある。避難所利用者の入浴等の支援を行うほか、生活必需品や毛布、ホットカーペット、段ボールベッド等、高齢者、障害者、子供、女性、外国人等、被災者からの多様なニーズに的確に対応する。

また、今般の災害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うほか、被災者に対し、災害援護資金の貸付けを行う。

さらに、特定非常災害に指定されたことに基づき、自動車運転免許の更新ができない方の有効期間を延長すること等について、自宅にとどまっている方々も含め、被災者に対して広く制度の周知を行う。

##### **○自衛隊等の活動**

自衛隊による災害派遣活動とそのための態勢確保等や海上保安庁等による支援活動を通じ、災害廃棄物の処理や防疫、入浴、給水支援などを実施する。